

石川県情報公開審査会の答申概要 (答申第64号)

1 異議申立ての対象となった請求対象文書 (諮問案件第108号)

現在の河川状態とは異なる河川計画上の現況を設定して、現況の流下能力を算出した根拠に関する公文書

2 担当課 (所) 土木部河川課

3 審査請求等の経緯

- (1) H18. 3. 28 公開請求 (4) H18. 10. 19 諮問
- (2) H18. 4. 11 不存在決定 (5) H21. 6. 18 答申
- (3) H18. 4. 28 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、現況流下能力については、最も洪水の危険性の高い時期の河川敷地の植生状況を考慮し、現時点の横断面により、現在行われている維持管理の状況を基に算出されるべきものであるとし、このような算出方法を採用しないのであれば、その根拠となる公文書は存在するはずであると主張している。</p> <p>一方、実施機関では、河道計画を策定するために実施する流下能力の評価は、特定の河川調査時点の現況の植生や横断面について算定するものではなく、国土交通省の河川砂防技術基準(案)(以下「技術基準(案)」という。)に基づき、通常の維持管理を前提とした河床状態等を想定して算出しているため、実施機関独自の流下能力算定に係る基準に関する公文書は存在しないと説明している。</p> <p>このように、実施機関は、現況流下能力の算出にあたっては、独自の方法ではなく技術基準(案)に準拠して行っており、本件請求文書の不存在決定を行ったものと考えられ、本件処分は相当である</p>

5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第64号

答 申 書

平成21年6月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成18年3月28日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

現在の河川状態とは異なる河川計画上の現況を設定して、現況の流下能力を算出した根拠に関する公文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成18年4月11日に本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、同日付で異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

県が実施する現況流下能力評価は、河川砂防技術基準（案）における「河道計画策定に用いる粗度係数は、改修後の河道状況等を想定して適切に粗度係数を定める」との記載に基づき、維持管理を考慮した状態で粗度係数を設定し、現況断面で評価することにより河道計画の参考としていることから、公開請求に係る公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年4月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成18年10月19日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりであ

る。

- (1) 実施機関は、不存在決定通知書で、河川の現況流下能力の評価は、国土交通省の「河川砂防技術基準（案）計画編」（以下「技術基準（案）」という。）における「河道計画策定に用いる粗度係数は、改修後の河道状況等を想定して適切に粗度係数を定める」との記載に基づいて条件を設定していると述べているが、この記載は現況流下能力算定の際の条件設定に関する基準を示すものではない。
- (2) 現況流下能力の評価は、計画高水量との比較により、河川改修の必要な区間を選び出すために必要なもので、その現況流下能力評価を正しく把握するには、最新の横断測量資料、河床材料、構造物、高水期間の植生状態及び維持管理の現状などを考慮する必要がある。
- (3) しかし、実施機関が行っている現況流下能力の算定では、委託して測量した最新の断面図を使用せず、また、現状の植生状態や河道内構造物を考慮しておらず、さらに、維持管理についても、現実には行われていない計画上の管理を完全に行うことを前提するなど、河川の現況とは異なる条件を設定している。
このように、技術基準（案）と異なる解析計算の条件設定を行っている以上、その根拠となる公式な資料があるはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書からみると、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関が行っている現況流下能力の検討では、河道計画で使用する洪水時の流下能力を評価することを目的に、技術基準（案）などに基づき、評価する河川毎に最も適切な粗度係数や死水域も含めた断面等の条件を設定して実施している。
- 2 異議申立人は、実施機関の現況流下能力評価に対して、草丈や中洲の状態等が現状と違うので、改善する必要があると指摘しているが、草丈や中洲の状況が日々変化する中で、評価は一定の条件の下で行うこととなるが、「一定の条件」とは、「通常の管理を想定」した状態を指すことが一般的で特定の河川調査時点で詳細に評価することを目的とするものではない。
- 3 実施機関は、現況流下能力評価は技術基準（案）などに基づき実施しており、独自の考え方で実施していないので、請求に係る公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

現況流下能力の算出方法の根拠に係る公文書である。

3 本件請求文書の不存在について

異議申立人は、現況流下能力については、最も洪水の危険性の高い時期の河川敷地の植生状況を考慮し、現時点の横断面により、現在行われている維持管理の状況を基に算出されるべきものであるとし、このような算出方法を採用しないのであれば、その根拠となる公文書は存在するはずであると主張している。

一方、実施機関では、河道計画を策定するために実施する流下能力の評価は、特定の河川調査時点の現況の植生や横断面について算定するものではなく、技術基準（案）に基づき、通常の維持管理を前提とした河床状態等を想定して算出しているため、実施機関独自の流下能力算定に係る基準に関する公文書は存在しないと説明している。

このように、実施機関は、現況流下能力の算出にあたっては、独自の方法ではなく技術基準（案）に準拠して行っており、本件請求文書の不存在決定を行ったものと考えられる。

したがって、本件処分は相当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、現況流下能力の算定について、その方法の適否について述べているが、当審査会は算定方法の適否を審議する立場にはなく、このような主張は本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 18 年 10 月 19 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 108 号)
平成 18 年 12 月 5 日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成 19 年 1 月 4 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 21 年 3 月 17 日 (第 173 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 4 月 24 日 (第 174 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 5 月 22 日 (第 175 回審査会)	○事案の審議を行った。